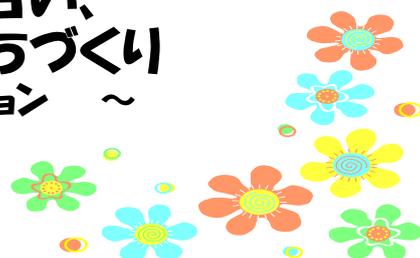


# 野辺地町障がい者支援計画

平成30年度～平成32年度



すべての人が互いに尊重し合い、  
心豊かに安心して暮らせるまちづくり  
～ ノーマライゼーション・リハビリテーション ～



青森県  
野辺地町

# 目 次

## 第1編 総論

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 計画の推進	3
第2章 野辺地町の障がい者を取り巻く現状	
1 人口構造と世帯数	5
2 障がい者の状況	6
3 障がい児の就学状況	8
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念及び基本目標	9
2 施策の体系	11

## 第2編 障害者基本計画

第1章 広報・啓発	
1 広報・啓発活動の推進	12
2 福祉教育等の推進	13
3 ボランティア活動の推進	13
第2章 生活支援	
1 利用者本位の生活支援体制の整備	14
2 障がい福祉サービス等の充実	15
3 経済的自立の支援	16
4 スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興	17
第3章 生活環境	
1 建築物等のバリアフリー化の促進	18
2 障がいに配慮した住まいの充実	19
3 移動交通手段の充実	19
4 防災・防犯対策の推進	20
第4章 教育・育成	
1 療育体制、教育相談・就学指導体制の充実	21
2 障がい児に対する教育・保育の充実	22
第5章 雇用・就労	
1 障がい者の雇用の促進	23
2 障がい者の職業能力の開発・育成	24
3 障害者就労施設等優先調達方針	24
4 障がい者の就労環境の改善と定着促進	25
第6章 保健・医療	
1 障がい者の原因となる疾病等の予防・治療	26
2 医療・リハビリテーションの充実	27
第7章 情報・コミュニケーション	
1 情報収集・情報提供の充実	28

### 第3編 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

#### 第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本視点

1 第5期野辺地町障害福祉計画・第1期野辺地町障害児福祉計画の基本的な考え方	29
2 障がい福祉サービス等の提供の考え方	30
3 平成32年度までに目指す数値目標の設定	31

#### 第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保の方策

1 訪問系サービス	34
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	38
4 相談支援	39

#### 第3章 自立支援医療費と補装具

1 自立支援医療制度	40
2 補装具費の支給	41
3 軽度・中等度難聴補聴器購入助成	41

#### 第4章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1 相談支援事業	42
2 成年後見制度利用支援事業	44
3 コミュニケーション支援事業	45
4 日常生活用具給付等事業	46
5 移動支援事業	47
6 地域活動支援センター機能強化事業	48
7 福祉ホーム事業	48
8 任意事業	49

#### 第5章 児童福祉法に基づくサービス(障害児通所支援)

1 児童発達支援	51
2 医療型児童発達支援	51
3 放課後等デイサービス	51
4 保育所訪問支援	51
5 障害児相談支援	51
6 居宅訪問型児童発達支援	52

### 第4編 資料編

1 野辺地町障害者自立支援協議会設置要綱	53
----------------------	----



**第1編**  
**総論**

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

野辺地町では平成18年度に障がい者福祉施策全般に関わる計画として「障害者基本計画」、障がい福祉サービス等に関わる計画として「障害福祉計画」を策定し、障がいのある人を支援する取り組みを進めてきました。その後「障害者基本計画」については平成24年に、「障害福祉計画」については平成21年、平成24年、平成27年に見直しを行っています。

この間国では、平成18年に国連総会で採決された「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)の批准に向けて、さまざまな国内法や制度の整備を進めてきました。平成23年には「障害者基本法」が大幅に改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という理念が掲げられました。平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が成立し、「障害者基本法」の改正を踏まえた「共生社会の実現」という理念の導入や、制度の谷間を埋めるため難病等を障がい福祉サービス等の対象に含めること等が新たに定められました。その他、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年施行)、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(平成28年施行)等、幅広い分野での法整備が進み、国は平成26年に「障害者権利条約」を批准しました。

近年では、平成28年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が望む地域生活を支援するため、「生活」と「就労」への支援の充実や、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの利用促進、多様化する障がい児支援のニーズへの対応などの方向性が示されています。また、平成28年7月には「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、障がいのある人を含めた地域の共生社会の実現に向けた検討が行われ、その結果、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しています。

「第3次野辺地町障害者基本計画・第5期野辺地町障害福祉計画・第1期野辺地町障害児福祉計画」をとりまとめた「野辺地町障がい者支援計画」(以下「本計画」という。)では、こうした社会状況や野辺地町の障がい福祉施策の現状、障がいのある人のニーズを踏まえて、さらなる障がい福祉施策の充実のために策定します。

## 2 計画の位置づけ

本町では、障害者基本計画及び障害福祉計画のほか、児童福祉法の改正により新たに市町村で策定することが定められた障害児福祉計画を一体的に策定します。

### ○障害者基本計画

障害者基本法第11条に基づく障がい者のための施策に関する計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、広報・啓発等に関する基本的な事項を定める中長期の計画になります。なお、障害者基本計画は、保健・福祉や教育、居住環境など障がい者に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画です。

### ○障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即した障害福祉サービス等の確保に関する計画です。障害福祉サービス等の必要量の見込み、整備、人材の養成等について定めます。なお、障害福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要量を見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、また、それらの提供体制について計画します。

### ○障害児福祉計画

児童福祉法第33条に基づき、国の定める基本指針に即した障害児通所支援や障害児相談支援の確保に関する計画です。なお、障害児福祉計画は、障害者基本計画と整合性を図りつつ、障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要量を見込むとともに、提供体制について計画します。

### ○計画の対象

「障害者基本計画」の対象である障がい者とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障害福祉計画」の対象者である障がい者とは、障害者総合支援法の規定による「障がい者」及び「障がい児」とします。

さらに、平成26年から難病等の患者も障がい者の範囲に加えました。

なお、「障害児福祉計画」の対象である障がい児とは、児童福祉法の規定による「障がい児」とします。



### 3 計画の期間

「障害者基本計画」は、平成24年度から平成29年度までの6年間の計画期間の終了に伴い、平成30年度から平成35年度までの6年間の障害者基本計画を策定するものです。

「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、国の定める基本指針において3年を1期として作成することとされており、平成30年度から平成32年度までを期間とする「第5期障害福祉計画」と「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

障害者基本計画 (平成24年～平成29年度)		障害者基本計画 (第3次) (平成30年～平成35年度)	
		<b>策 定</b>	
野辺地町障害者 支援計画(第3期) (平成24～平成26年度)	野辺地町障がい者 支援計画(第4期) (平成27～平成29年度)	障害福祉計画 (第5期) (平成30～32年度)	障害福祉計画 (第6期) (平成33～35年度)
		障害児福祉計画 (第1期) (平成30～32年度)	障害児福祉計画 (第2期) (平成33～35年度)

### 4 計画の策定体制

介護・福祉課(障害福祉担当)が中心となり、庁内の関係各課、係と連携しながら、各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に自立支援協議会に提出するための計画案を作成し、協議の結果等を反映するよう留意しました。

#### ○自立支援協議会

自立支援協議会は、学識経験者、障がい者団体、教育・保健・医療関係者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、庁内の関係各課の職員等により構成し、事務局にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。

### 5 計画の推進

#### (1) 関係機関、地域との連携

障がい者に関わる施策分野は福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、介護・福祉課が中心となる中で、これら町内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。また、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

中でも、サービス提供や基盤整備については、サービスを利用する障がい者のニーズを適切に把握し、その意向を反映することはもちろんですが、障害及び障がい者に対する地域社会の理解を得ることも重要です。障がい者及び障がい者団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者、医療機関、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの連携が図られるよう支援していきます。また、近隣市町村とも、施設の広域利用などの面について連携を図ることにより十分なサービス提供体制を確保します。

なお、本計画の大きな課題である障がい者の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、福祉サイドのみならず、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取り組みが不可欠です。

## (2) 人材の育成・確保

障がい者福祉に携わる人には、障がいや障がい者を正しく理解し、障がい者の気持ちや要望を汲み取ることが重要です。意見や要望に十分に耳を傾けながら、障がい者に接することができるよう、福祉関係者、ボランティア等のさらなる資質の向上に努めます。

また、より質の高い福祉サービスを充実させるため、専門的知識のある人材を育成し、確保していくことも求められています。高齢者サービスにおける人材の必要性との兼ね合いをみながら、作業療法士、理学療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門的な人材を確保していきます。

さらに、障害者自立支援法の改正に伴い、相談支援専門員等の人材確保にも積極的に取り組んでいきます。

## (3) 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたっては、介護・福祉課が中心となり計画の進行を管理していきます。また、自立支援協議会において、障害福祉計画や障害児福祉計画における各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況をはじめとした計画全般の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、関係者の意見を取り入れ必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



## 第2章 野辺地町の障がい者を取り巻く現状

### 1 人口構造と世帯数

近年の当町の人口は緩やかな減少傾向にあります。その一方で、世帯数は平成24年度以降ほぼ横ばいとなっています。

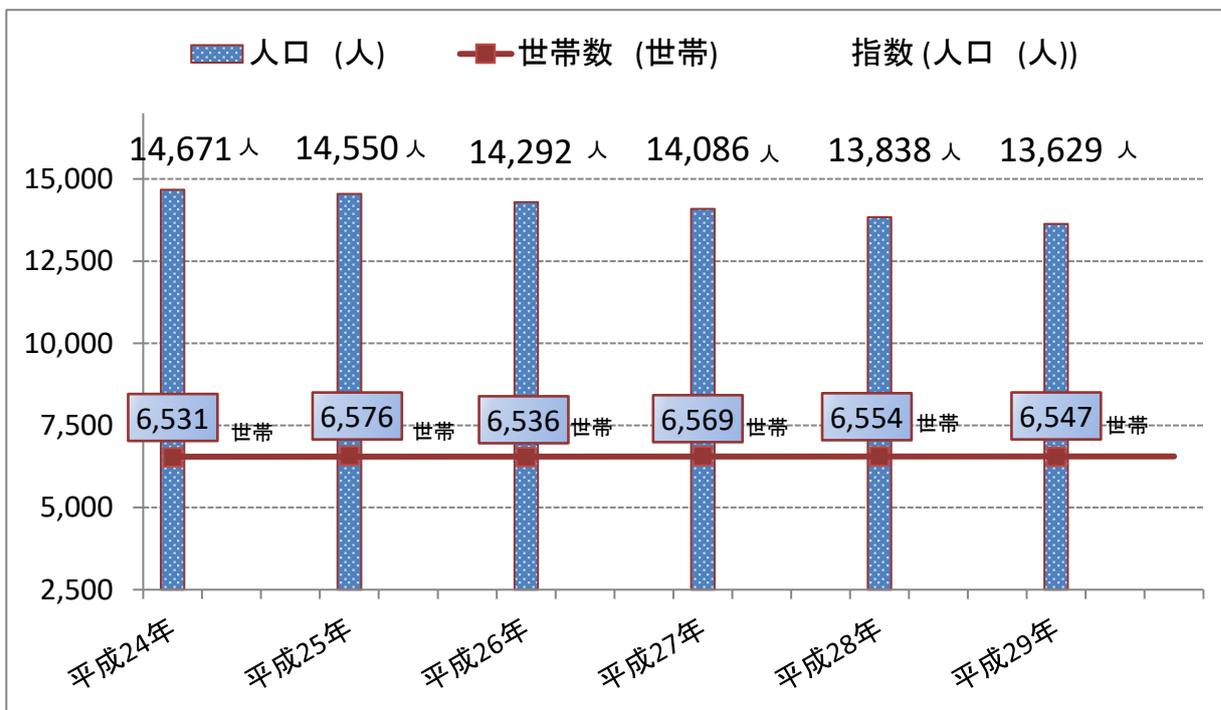
#### ●人口と世帯数の推移【表】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口（人）	14,671	14,550	14,292	14,086	13,838	13,629
世帯数（世帯）	6,531	6,576	6,536	6,569	6,554	6,547

各年3月31日現在

資料：住民基本台帳

#### ●人口と世帯数の推移【グラフ】



各年3月31日現在

資料：住民基本台帳

## 2 障がい者の状況

### (1) 障がい者数

障害者手帳の所持者から障がい者数を把握すると、その人数は、身体障がい者は減少傾向、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあることがわかります。

また、障害種別の人数を見てみると、各年とも、身体障がい者(身体障害者手帳所持者)の割合が、障がい者全体の約7割を占めていることがわかります。

#### ●障がい者数の推移（手帳所持者数）【表】

(単位:人)

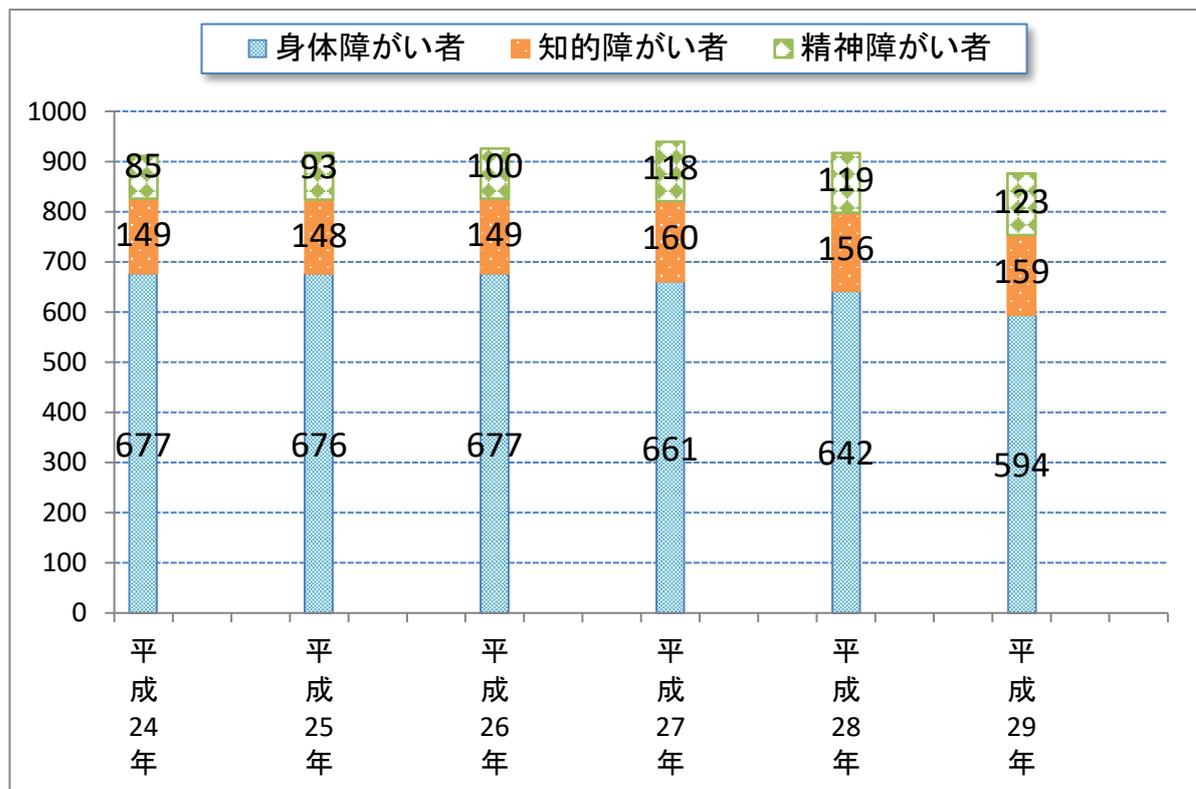
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障がい者	677	676	677	661	642	594
知的障がい者	149	148	149	160	156	159
精神障がい者	85	93	100	118	119	123
合 計	911	917	926	939	917	876

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

#### ●障がい者数の推移（手帳所持者数）【グラフ】

(単位:人)



各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

## (2) 身体障がい者の状況

身体障がい者にみられる障害については、各年とも、肢体不自由が最も多くなっています。次いで多いのは内部障害\*1です。

全体では平成26年をピークに減少傾向にあることがわかります。

## ●身体障害者手帳所持者数の推移【障害別】

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
肢体不自由	373	364	369	342	326	304
聴覚・ 平衡感覚障害	41	42	45	39	37	32
視覚障害	53	54	51	44	43	38
内部障害 *1	202	211	213	229	229	215
音声言語・ そしゃく機能障	8	8	7	7	7	5
<b>合 計</b>	<b>677</b>	<b>679</b>	<b>685</b>	<b>661</b>	<b>642</b>	<b>594</b>

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

\*1 内部障害とは、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、直腸機能障害、ぼうこう機能障害などの内臓機能障害の総称。

## (3) 知的障がい者の状況

知的障がい者の程度については、各年とも、B(軽度)の人数がA(重度)の人数を上回っています。

各程度とも、わずかながらも増加傾向にあることがわかります。

## ●知的障害者手帳所持者数の推移【程度別】

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
愛護手帳 A (重度)	63	64	65	68	66	68
愛護手帳 B (軽度)	86	84	84	91	90	91
<b>合 計</b>	<b>149</b>	<b>148</b>	<b>149</b>	<b>159</b>	<b>156</b>	<b>159</b>

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

## (4) 精神障がい者の状況

精神障がい者の等級については、各年とも、2級が最も多くなっています。  
全体では増加傾向にあることがわかります。

## ●精神障害者手帳所持者数の推移【等級別】

(単位:人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	36	42	43	46	47	45
2 級	42	43	47	55	56	61
3 級	7	8	10	17	16	17
合 計	85	93	100	118	119	123

各年3月31日現在

資料:野辺地町 介護・福祉課

## 3 障がい児の就学状況

## (1) 障がい児の就学状況

一般の小中学校において、障がいのある児童、生徒のための特別支援学級数とその在籍児童、生徒数は、以下のようになっています。

## ●小・中学校の特別支援学級の状況

	平成27年		平成28年		平成29年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	6 学級	10 人	7 学級	14 人	7 学級	13 人
中学校	2 学級	4 人	2 学級	5 人	2 学級	8 人
合 計	8 学級	14 人	9 学級	19 人	9 学級	21 人

各年5月1日現在

資料:野辺地町 教育委員会

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念及び基本目標

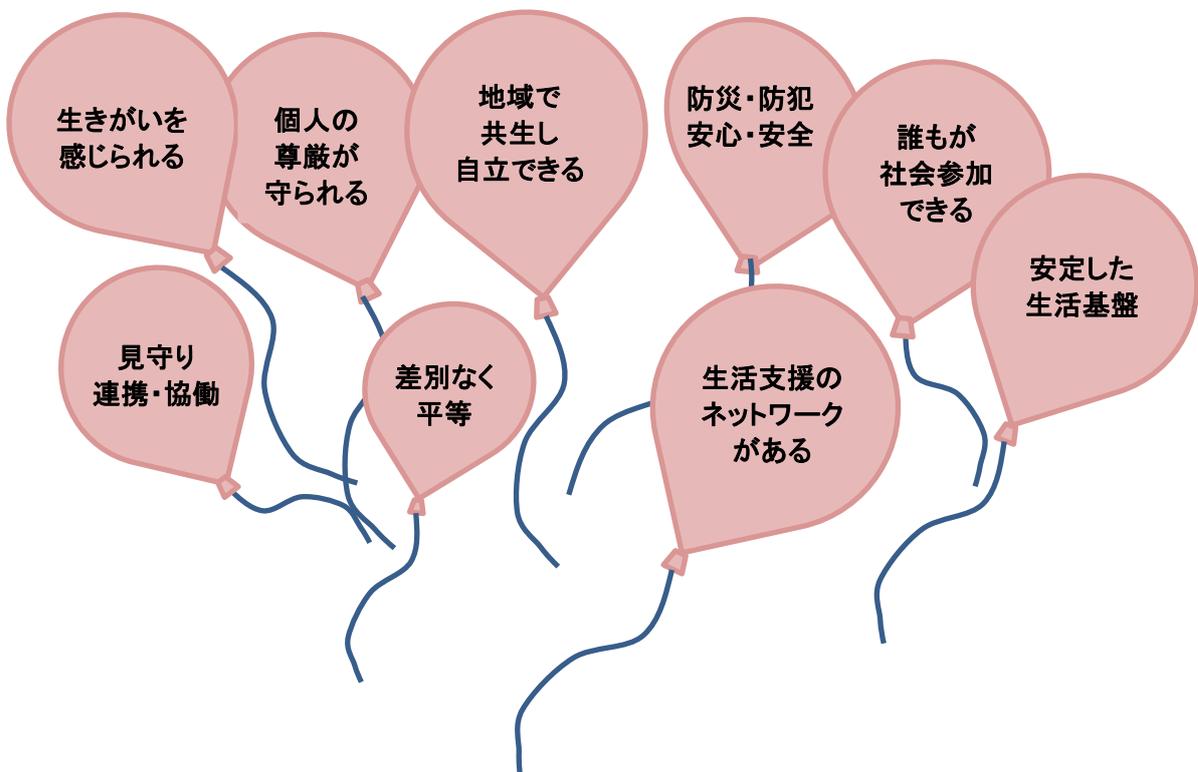
本町では、前回計画において「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の考え方に基づき、「すべての人が互いに尊重し合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくり～ノーマライゼーション・リハビリテーション～」を基本理念としました。

近年、わが国では障がいのある人を取りまくさまざまな法整備が進んでいますが、一方で、障がいのある人への差別的な考えによる悲惨な事件も起こっています。今後、本町で障がいのある人が安心して自分らしく地域で暮らしていくには、「一人ひとりが自分らしく生きることができる社会、地域で支え合うことのできる共生社会、すべての人が安心して生活できる社会」が実現できるよう、あらゆる町民が障がいについての理解を深め、行政や事業所、団体、町民が一体となって、障がい者施策に取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画においても前回計画を踏襲し、基本理念を「すべての人が互いに尊重し合い、心豊かに安心して暮らせるまちづくり～ノーマライゼーション・リハビリテーション～」と設定します。

#### 《基本理念》

すべての人が互いに尊重し合い、  
心豊かに安心して暮らせるまちづくり  
～ ノーマライゼーション・リハビリテーション ～



### (1) 一人ひとりが自分らしく生きることができる社会

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のさまざまな活動に参加しながら生きがいをもって生活するためには、一人ひとりの生涯にわたって、ライフステージ毎の課題に応じた支援が必要です。

また、障がいのある人が地域の中で安心して自立生活をするためには、社会環境の整備が必要となります。

本町では、障がいのある人の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる社会づくりを目指します。

さらに、国は、ライフステージのすべての段階において制限されている活動や制約されている活動の回復を図り、社会活動に参加できることを目指す「リハビリテーション」と障がい者が障がいをもたない人と同じ生活をし、活動する「ノーマライゼーション」の理念のもとに施策を講ずることとしていることから、本計画においてもその考え方を基本理念に掲げます。

※ ノーマライゼーションとは、「障害となる壁を無くしていくのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方である。

### (2) 地域で支え合うことのできる共生社会

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支え合いながら生きていく共生社会の実現が必要です。

そのためには、地域で共に生活する住民としての共感や相互理解、そして必要に応じて関係機関や関係者が支援できる体制を構築することが必要です。

本町では、障がいのある人の地域での自立した生活を支援するため、地域で支え合うことのできる共生社会づくりを目指します

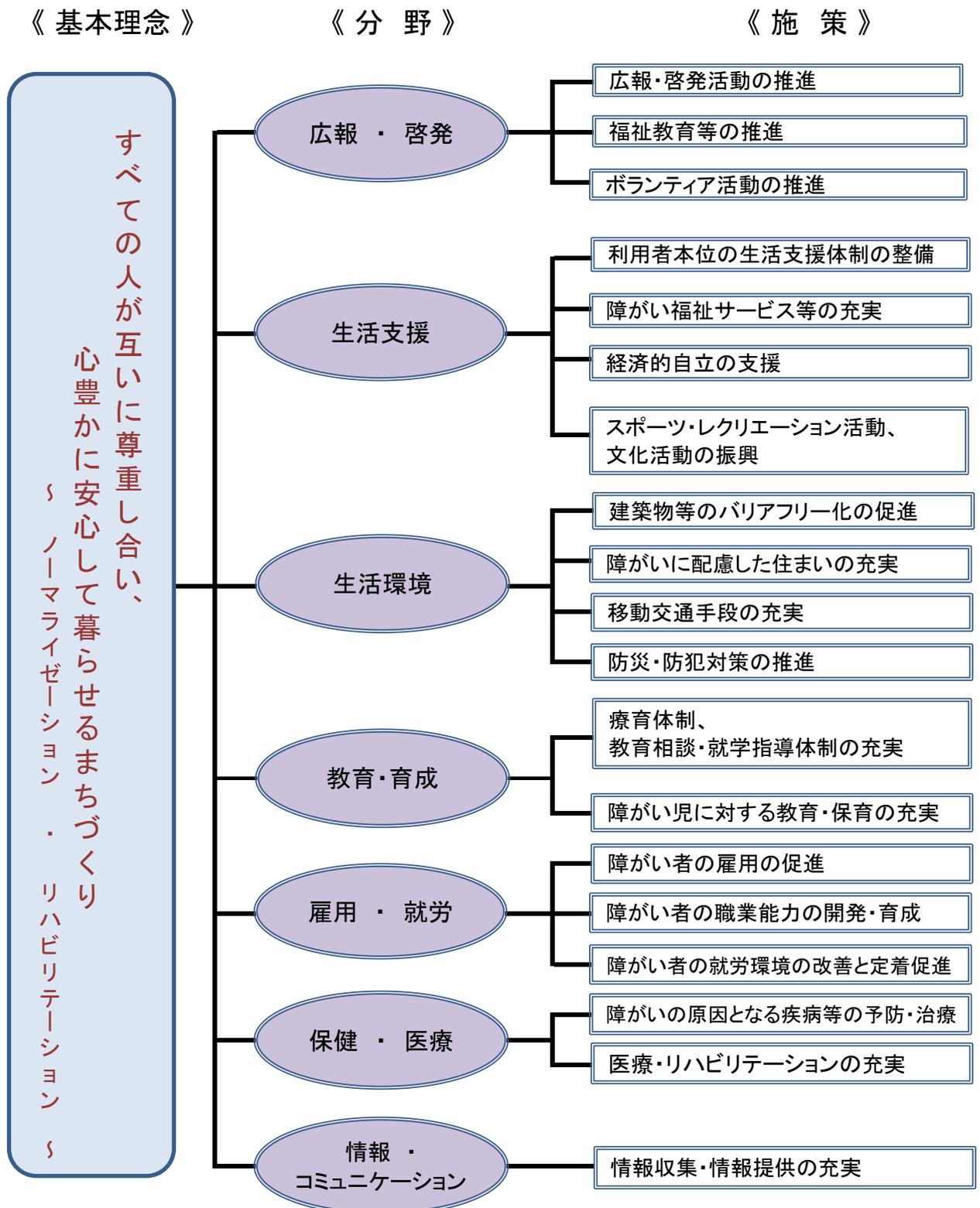
### (3) すべての人が安心して生活できる社会

計画の対象者は、障がい者を中心に、介助者・援助者・ボランティア、さらには野辺地町で暮らしているすべての町民です。その目標とするところは、障がい者の自立と社会参加をさらに推進するため、社会全体のシステムを障がい者にとって利用しやすいもの、つきつめると全ての人々が利用しやすいものへと変えていくこと、いわゆる「バリアフリー（無障壁）の社会」を目指すものです。

本町では、障がいのある人に限らず、誰もが安心して生活することのできる社会づくりを目指します。

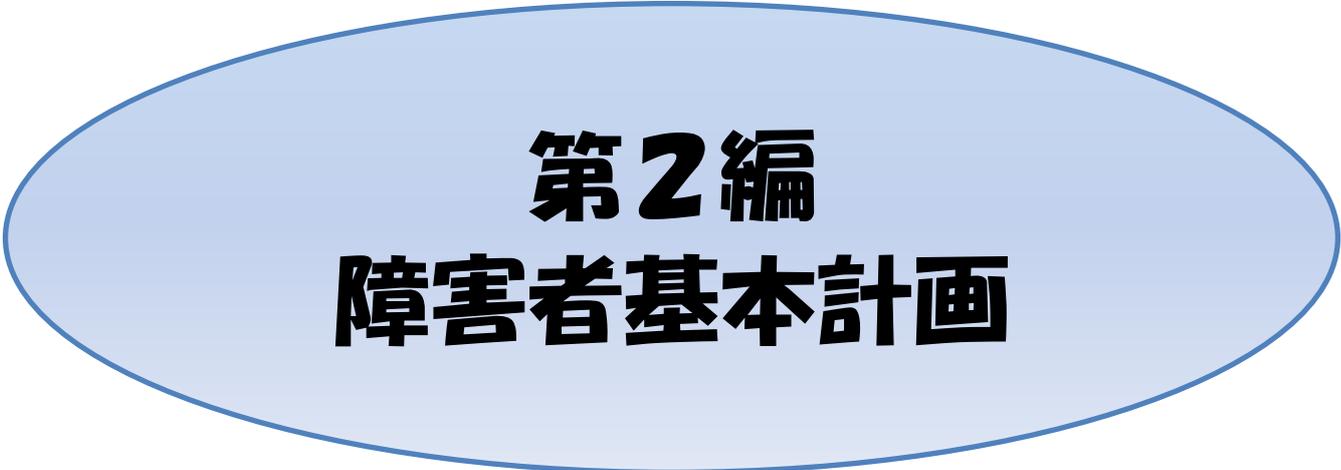
## 2 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のようになります。









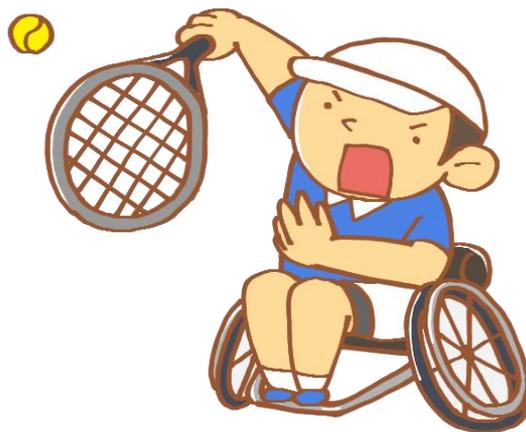
**第2編**  
**障害者基本計画**

# 第1章 広報・啓発

## 1 広報・啓発活動の推進

障がいのある、なしにかかわらず、すべての町民はそれぞれかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。現状では、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見が全くない状況にあるとは残念ながら言い切れませんが、すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して広報・啓発活動の充実を図ります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① 障がいの理解の促進	障がいについて住民が正しく理解できるよう、町の広報紙への情報掲載やパンフレットの配布などにより、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。
	② 障がい者に対する理解の促進	町の広報誌、ホームページやパンフレット等を利用した広報・啓発活動を継続的に行い、すべての住民が障がい者に対して適切な援助ができるよう、障がい者に対する理解を促進するとともに、国や県における障がい者をめぐる状況・施策動向も含めた幅広い情報提供を行います。
	③ 交流の場の充実	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる地域の催しを企画することで、様々な人が交流できる機会と場を提供します。町民が共に集い、互いの理解を深めることができる各種イベントの開催等を推進します。 また、地域の障がい者団体、支援組織などとの協働関係に基づいた事業実施についても検討します。
	④ 多様な広報手段の充実	広報誌をはじめとして、多様な方法により情報提供の充実を図ります。特に、障害に応じた「点字」や「録音機器」等の適切な広報手段や視覚障がい者のPC用ソフトや機器提供を促すよう情報提供します。



## 2 福祉教育等の推進

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期からの福祉教育を積極的に推進する必要があります。

特に、知的障がい者（愛護手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）からは福祉教育の推進が重要であるとの意見が多く、「地域の人たちが障がい者を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」を望む声が、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）よりも多く聞かれます。

町では、小中学校において、障がい者施策に対する理解を深める教育を推進してきましたが、ノーマライゼーションの理念を浸透させるための取り組みを今後も積極的に実施していく必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① 学校教育における福祉教育の充実	障がいの有無にかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが必要であるため、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。 各学校において、児童、生徒に対する指導力の向上、福祉教育の充実を図ります。

## 3 ボランティア活動の推進

障がい者を対象としたボランティア活動の推進は、障がい者にとって単に日常生活上のサポートにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義です。また、障がい者に対する理解や認識を深めるためにも、町民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに今後は、社会参加の一環として障がい者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要です。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① ボランティアに対する広報活動の充実	町の広報紙等を利用して、継続的に町民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図るなどボランティアに対する広報活動の充実を図ります。
	② 手話ボランティア活動の促進	聴覚障がい者の活動や社会参加を促進するため、手話ボランティアの確保と育成、活動の促進を図ります。
	③ ボランティア派遣の充実と円滑化	ボランティアの育成を図るとともに、ボランティアを必要としている施設や障がい者に対し、ニーズに応じた派遣の充実を図ります。
	④ ボランティア情報のネットワーク化の促進	ボランティア交流会や交流研修会をととしてボランティア情報の交換に努めるとともに、インターネットを利用したボランティア情報のネットワーク化を推進します。
	⑤ ボランティア活動の振興	多様なボランティア活動の推進を図るため、障がい者のニーズに基づいたボランティアメニューの充実に努めます。
	⑥ 精神家族会「めぐみ」へボランティアの参加促進	精神障がい者で家に引きこもっている若者等を社会復帰するために月1回レクリエーションや勉強会を開催し、障がい者や家族間の交流の場となるようボランティアが補助します。

## 第2章 生活支援

### 1 利用者本位の生活支援体制の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、様々なサポートが必要となってきます。障がいの部位、程度等はそれぞれ異なるわけですから、障がいのある人が必要とする生活支援ニーズの種類は障がい者の数だけあるとも言えます。そのため、生活支援を行う際は利用者の立場になり、すべての障がい者のニーズに対応できる体制を構築することが求められます。

障がい者の持つ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がいの程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らして行くためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

障がい福祉サービスにおいては、一般的な相談支援に加え、各サービスの利用に際し、原則としてサービス等利用計画の作成が必要となります(計画相談支援)。精神障がい者の地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)や地域定着支援(24時間の相談支援体制等)の創設も含めた新たな相談支援体系への対応を図ることも求められます。

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりが重要です。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① 相談支援体制の整備	相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の整備に努めるとともに、サービス等に関する苦情相談の受付や関係機関との連携による苦情の解決・予防に努めます。また、相談員の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい環境を整え、さらに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話、FAX、電子メールによる相談や訪問による相談など支援の充実を進めます。

## 2 障がい福祉サービス等の充実

障がい福祉制度におけるサービス提供は、平成25年度から障害者総合支援法による新しい制度になり、各種福祉サービスが一元化されました。障がいの種類を超えた共通の場で、それぞれの障がい特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになり、従来の「支援費制度」における、障がい種別の縦割りサービス、施設・事業体系の分かりにくさ、就労支援策の不足、精神障がい者が制度対象外であることなどの課題の解消が図られました。

障害者総合支援法により、障がい者の福祉サービスは、一人ひとりの状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障がい種別などによって細かく分けられていた従来の施設・事業体系が7つの日中活動に再編されました。また、「地域生活支援事業」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化し、日中活動の場と居住の場を分離し、24時間施設で生活するのではなく、地域と交わる暮らしの実現を目指します。さらに、入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用実態の差異などの問題が解消することを目指します。

今後の取り組み	◆施策項目◆	内 容
	① 障がい福祉サービス等の周知	障がい福祉サービスについては、広報紙やパンフレットなど多様な方法により情報提供の充実を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。さらに、役場窓口、相談支援事業所等での相談の際に周知を図ります。
	② ケアマネジメント体制の確立	障がい者に必要なサービスが提供されているかどうか評価し、不足しているサービスがある場合は充足できるような体制づくりを進めます。 障がい者の権利擁護や専門的な相談を行う権利擁護制度について周知します。 新規利用者は、3か月ごとのモニタリング。更新者は1年ごとの計画の見直し。
	③ 障がい福祉サービスの充実	年齢や障がい種別等に関わらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、相談支援及び障がい福祉サービス提供のための基盤整備を進めていきます。 ●日中活動系サービス ●訪問系サービス ●居住系サービス ●相談支援
	④ グループホーム等居住系サービス施設の設置支援	グループホームやケアホーム等の施設の設置、運営に対する支援を行い、必要に応じて障がい者が居住系サービスを利用できるよう支援の充実を図ります。
	⑤ 地域生活支援事業の充実	障がい者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●コミュニケーション支援事業(意思疎通事業) ●日常生活用具給付等事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター ●任意事業(日中一時支援事業、デイサービス事業など) ●知的障害者職親委託事業 ●更生訓練費給付事業 ●自動車運転免許取得・改造助成事業 ●生活サポート事業

### 3 経済的自立の支援

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得補償を充実していく必要があります。この所得補償の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、JR、航空運賃及び有料道路の割引、さらには、公共施設の利用料の減免等が行われており、今後も充実に努めていく必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① 年金、手当制度の周知及び充実	20歳以上の障がい者の所得補償のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めます。
	② 税の減免、各種割引制度の周知及び充実	障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知徹底に努めます。
	③ 公共施設利用料等の割引制度活用の促進	公共施設の利用料、入場料やNHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。
	④ 住宅改修費助成制度の充実	障がい者が在宅で生活できるよう、助成制度の充実と利用の促進を図ります。(65歳以上の障がい者は、介護保険制度へ移行する。)
	⑤ 移動支援事業等による車両利用の充実	障がい者の社会参加を促進するため、福祉車両利用の充実を図り、利用できる事業所の充実を図ります。



## 4 スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の振興

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

障がい者の種別、程度にかかわらず、だれもが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、各種活動に関する広報・啓発活動を行っていく必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① スポーツ・レクリエーション活動の支援	障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するスポーツ団体の育成支援を図るとともに、「青森県障がい者スポーツ大会」などの国・県や障がい者団体が実施するスポーツ活動を支援します。
	② 文化活動の支援	発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。障がい者が文化・芸術活動に参加しやすくなるよう、支援します。
	③ 各種イベント等への参加促進	障がい者が、町主催の各種行事、各種イベント等の地域行事への参加を促進するため、手話通訳者の派遣など参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。
	④ 施設の整備	障がい者の文化・スポーツ活動推進のため、障がい者の利用に配慮した施設の整備、改修を推進します。



## 第3章 生活環境

### 1 建築物等のバリアフリー化の促進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとって、安全で、便利で、快適な環境と言えます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけではなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく必要があるといえます。

バリアフリー化推進の国の動きとして、平成18年12月に「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー新法)が施行されました。それまで、商業施設などの建築物については平成6年制定の「ハートビル法(通称)」公共交通機関や駅などの交通施設については平成12年制定の「交通バリアフリー法(通称)」と、対象によってバリアフリー対策は別々に行われていました。バリアフリー新法はその2つを統合し、公共交通機関、建築物、公共施設等について一体的にバリアフリー化の整備を行うことを目的とし、障がい者、高齢者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るものです。

青森県では平成10年に「青森県福祉のまちづくり条例」を制定しましたが、野辺地町においても、高齢者、障がい者を含むすべての人が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めています。

障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の町営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の 取り 組み	① 公共施設の バリアフリー化促進	国等の基準に適合するよう、公共的施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。また、バリアフリー新法、県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針等に基づき、既存の公共施設等のチェックを行い、適合しない施設については改善に努めます。
	② 住宅改修の促進	障がい者の在宅生活が可能となるよう住宅改修を促進する観点から、住宅リフォームに関する相談体制の整備、住宅改造改修助成などを実施します。
	③ 民間施設の バリアフリー化促進	人の集まる民間施設について、バリアフリー新法、県の福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づいた整備を関係機関に要請していきます。

## 2 障がい者に配慮した住まいの充実

障がい者が自立して快適な生活を送るためには、公的住宅の確保はもちろんですが、ソフト面でのフォローも重要です。今後は建設部門、福祉部門での調整を図り、入居者や近隣の住民の理解や協力を得ながら、障がい者と地域の人がともに安心して生活できるような環境づくりが求められます。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① 公的住宅の充実	町営住宅等既存の公的住宅のバリアフリー化を図り、障がい者に配慮した住宅の確保を計画的に進めていきます。公的住宅への障がい者の優先入居を図ります。
	② 障がい者の多様な住まいの確保	障がい者の住まいを確保するため、アパート等への入居支援に努めます。また、既存施設等を活用した障がい者のグループホームの設置についても検討していきます。

## 3 移動交通手段の充実

障がい者にとって、移動手段を確保することは非常に重要な意味をもっています。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。障がい者や高齢者に配慮された交通機関の導入、身体的・経済的負担の少ない利用方法、交通機関の円滑な連携、利用者の安心への配慮などが重要です。さらに、外出支援策として、障がい者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の居宅介護における「通院介助」や、地域生活支援事業の「移動支援事業」「生活サポート事業」を重層的に提供していく必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① 外出支援の充実	外出支援のため、通院介助、移動支援事業、生活サポート事業等の充実を図ります。
	② 自動車の利用支援	自動車による外出を支援するため、自動車改造費補助制度の利用促進を図ります。
	③ 歩行空間の整備	県の福祉のまちづくり条例を基本として、歩道の設置と段差の解消を推進します。また、バリアフリー新法に基づき、公共施設や病院等、障がい者の生活に関連がある施設に対して、障がい者用駐車スペースの確保を要請します。
	④ 公共交通機関の充実	障がい者が利用しやすい公共交通機関の整備を目指して、待合所等が利用しやすくなるよう、バリアフリー化を国や県に要請していきます。

## 4 防災・防犯対策の推進

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

自治会組織などの積極的な活動や自主防災組織の育成・強化を図り、自助・共助・公助の精神の養成を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきます。避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練、避難場所、経路の周知を図る必要があります。

近年、わが国では治安の悪化が進んでおり、地域ぐるみで防犯対策を強化していくことが求められます。防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進していくことが重要です。

今後も、関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害のみならず犯罪などの被害にも遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策を継続的に実施していく必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の 取り 組み	① 災害の知識及び対処法 についての広報、啓発	避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、広報紙等に町の避難所情報等を掲載していきます。
	② 緊急通報体制の 整備、充実	障がい者やその家族が緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備・充実に努めます。
	③ 防犯対策の充実	障がい者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。また、障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、町広報紙やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。
	④ 災害マニュアルと 避難マップの普及	障がい者が災害時に的確に避難時の対応ができるよう、その体制づくりと災害マニュアルの整備を進めマニュアルの普及に努め、さらに避難マップの普及を図ります。
	⑤ 避難場所の確保	災害時に避難所となる学校施設等の公共施設などのバリアフリー化を推進し、障がい者の避難生活にも支障のない避難場所を確保します。

## 第4章 教育・育成

### 1 療育体制、教育相談・就学指導体制の充実

障がいのある、なしにかかわらず、すべての子供が共に教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育・育成については、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送れるよう、社会的に自立するための生きる力を身につけることが目標となります。

子どもに障がいがあることで、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられることのないような教育支援体制が確立されなければなりません。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と支援を行うこと、また、一人ひとりの障がいの種別・程度・能力・適正等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。

教育におけるノーマライゼーションの進展のために、障がいのある幼児、児童、生徒を地域の小・中学校に受け入れる体制を整えていく必要があります。

また、障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めることが必要です。

	◆施策項目◆	内 容
今後の 取り 組み	① 療育体制の整備、充実	障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障がい児ができるだけ早い段階で適切な療育を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関の連携や情報の共有化を図りながら療育体制を整備します。
	② 教育相談、就学指導体制の充実	日常的な教育相談の充実を図り多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を推進する観点から、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。
	③ 療育、教育相談、就学指導に関する広報の充実	障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、出来る限り早い時期に相談を受けられるよう、母子保健事業や保育所・幼稚園等との連携を強化し、障がい児の保護者への療育、教育・就学等に関する情報提供の充実を図ります。
	④ 学校における相談体制の充実	学校においては障がい児担当の教員の配置に努めるとともに、担当教員を中心に障がい児及び保護者からの相談に対応し、特別な支援を要する児童の学校生活の充実を図ります。

## 2 障がい児に対する教育・保育の充実

ノーマライゼーションの観点からいえば、障がいのあるなしにかかわらず、等しく義務教育を受けられるように考えることが大切であり、学校施設の整備の問題や障がい児に対する正しい認識など、障がい児が他の子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていくことが必要です。

そのため、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリー化を進め、ソフト面では、特別支援教育を充実させるために、教職員の研修会等への参加を促します。

今後の取り組み	◆施策項目◆	内 容
	① 障がい児保育等の充実	障がい児が可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園に入れるよう、施設定員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、障がい児の発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。
	② 特別支援教育の充実	教職員の資質向上のため、障がい児担当者研修等の一層の充実を図り、一人ひとりの能力や個性に応じた支援に努めます。障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。
	③ 個別の教育支援計画の策定支援	障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう、本人及び保護者をはじめ関係機関や関係者との連携を深め、保育要録及び就学支援ファイルを作成し、発達段階に応じた個別の教育支援計画を立てることにより、障がい児の教育を長期的な視野から継続的に支援します。
	④ 進学相談の充実と就労先の確保	障がい児の卒業後の進路に関して、進学に関する相談支援の充実を図るとともに、障がい児が自立して生活していけるよう、ハローワーク(公共職業安定所)や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。
	⑤ 地域子ども・子育て支援事業の充実	平成27年度からの「子ども・子育て支援制度」では、子育て中のご家庭を支援する。地域の実情に応じた子ども・子育て支援に重点を置いています。 放課後健全育成事業では、町立馬門小学校・町立若葉小学校に障がい児が利用できるよう、人員を配置支援します。また、幼稚園・保育園では、障がい児保育を実施できるような人員配置に務めます。



# 第5章 雇用・就労

## 1 障がい者の雇用の促進

働くことを望んでいる人の誰もが、その適正と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人がその適正と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がいのある人自身の生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

障がい者の就労環境は依然厳しい状況が続いており、働く意欲を持ちながら、受け入れ態勢が整っていない等の理由で雇用されていないという状況も依然としてあります。

法定雇用率として常用労働者数が50人以上の民間企業は2%以上の障がい者を雇用しなければなりません。法定雇用率を達成していない企業がいまだに少なからず存在しています。

常用労働者が100人を超える場合は、障害者雇用納付金制度の申告義務があり、達成できない場合は雇用納付金を納めることとなります。

この財源を使って、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金等各種助成金の支給に利用しています。

	◆施策項目◆	内 容
今後の 取り 組み	① 法定雇用率の達成指導	法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、雇用率達成を図ります。
	② 事業主等への広報、啓発	障がい者の雇用促進のため、民間企業等に対して障がい及び障がい者の正しい理解を促す広報・啓発に努めます。
	③ 各種助成制度の周知と利用促進	ハローワーク等の雇用関係機関と協力し、障がい者雇用にかかわる各種助成制度等の広報・啓発に努めます。障がい者を新たに雇い入れることで、作業施設や設備の改善をする等の経済的負担に配慮した助成金の制度について周知し、障がい者の雇用の促進します。



## 2 障がい者の職業能力の開発・育成

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。

しかしながら、民間企業における障がい者のための職業訓練は、ほとんど行われていないのが実情のようです。

今後、障がい者のための職業訓練に関する情報提供を行い、障がい者の職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の取り組み	① 職業訓練校などの職業訓練に関する情報提供	障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、「県立障害者訓練校」、「県立高等技術専門学校」、「地域障害者職業センター」などへの入校を支援します。
	② 職親制度活用の促進	職親制度を普及、推進するため、協力事業所の拡大を図り、障がい者が積極的に制度を活用できるような環境を整備します。

## 3 障害者就労施設等優先調達方針

### 趣 旨:

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、野辺地町における障がい者就労施設等からの物品又は役務の調達について、契約の公正、経済性の確保及び適正履行を確保し、かつ適正な予算執行に配慮しつつ、障がい者の雇用に務め企業及び障がい福祉サービス事業者等の受注機会を図り、障がい者の雇用及び職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とします。

### 適用範囲:

町すべての機関が発注する物品及び役務の調達に適用することとします。

### 調達の対象品目:

- ① 物品（印刷製本、文具、紙製品、木工製品、縫製品、食品類及びその他障がい者就労施設等が提供可能な物品）
- ② 役務（除草業務、清掃業務、スタンプ押し業務、封入業務、クリーニング及びのその他障がい者就労施設等が提供可能な役務）

### 調達方針:

- ① 障がい者就労施設等の提供可能な物品については、情報を共有し、調達の推進につとめるものとする。
- ② イベント等での記念品、施策周知のための啓発用物品及び印刷物並びに清掃業務等の軽作業及びクリーニング等の役務について、障がい者就労施設等の活用を積極的に検討するものとする。
- ③ 障がい者就労施設等からの物品調達の推進に当たっては、町内中小企業に十分配慮するよう努めるものとする。

## 4 障がい者の就労環境の改善と定着促進

職場適応への支援については、障害者総合支援法の障がい福祉サービスの「就労移行支援」をはじめとした各種制度の活用を促進しながら、町内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

障がい者は、就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。障がい者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と職場への定着率を上げていくことが今後一層大切となってきます。

◆施策項目◆	内 容
① 労働環境の整備促進	障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。
② ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上	障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて直接支援を行うジョブコーチ(職場適応援助者)による支援を促進します。制度の普及啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。
③ 職場における障がい者理解の啓発	就労先で障がい者が偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、障がい者理解の啓発に努めます。
④ 関係機関との連携の推進	ハローワーク等との連携を強化し、障がい者の職業的自立を支援します。
⑤ 雇用環境の整備支援	民間企業等において障がい者を雇用しやすくなるよう、施設・整備の改修等に対する公的支援制度の周知を行います。
⑥ 就労の援助体制の整備	障がい者の就労を促進するため、公共交通などの移動手段の確保をはじめ、きめ細かい支援体制づくりを推進します。
⑦ 通所施設での就労移行支援等の推進	通所施設で実施される就労移行支援事業(一般企業への就労を希望する障がい者への支援)の支援を行うとともに、利用促進のための周知を行います。
⑧ 地域活動支援センターでの就労支援の充実	一般企業での就労が困難な障がい者の働く場を確保するため、通所施設での就労継続支援事業の実施を支援し、利用促進のための周知を行います。

今後の取り組み



## 第6章 保健・医療

### 1 障がい者の原因となる疾病等の予防・治療

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育体制の充実や予防面での対策を強化する必要があります。

また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

生活習慣病(将来起こりうる疾病)を予防するために、若い世代から健康な生活習慣に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚し、健康増進に取り組んでいけるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を通して支援していかねばなりません。

母子保健の分野では、妊娠届出時には保健師等が面接し、妊娠初期の健康管理についての相談や相談機関の紹介を行っています。また、妊娠中期以降の健康状態が良好に保てるよう、妊娠中の生活や留意事項について十分説明し、医療機関や関係機関と連携を図り、ハイリスク者に対しての個別訪問等を実施しています。

このような、妊産婦への訪問指導や、乳幼児健康診査などの母子保健事業は、今後、障がい者対策という観点からもより一層重要性を増してくるものと思われます。

精神保健の分野では、精神医療や相談窓口の充実により、疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や完治も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とは言えず、根深い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、心の健康の保持、増進の取り組みを支援する体制の充実が求められます。

	◆施策項目◆	内 容
今後の 取 り 組 み	① 母子保健事業の充実	医療機関との連携を図り、妊産婦への保健指導や乳幼児検診等による疾病の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
	② 乳幼児の障害の早期発見の推進	乳幼児健診や訪問指導等により、乳幼児の障がいの早期発見、フォロー体制の充実に努めます。
	③ 生活習慣病の予防と早期発見、早期治療の促進	健診受診率の向上を図り、糖尿病、脳卒中、心臓病などの疾病の予防と早期発見に努め、健康教育、健康相談等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。
	④ 訪問指導(保健指導)の充実	保健師等による訪問指導(保健指導)を推進するとともに、定期的な訪問指導体制の充実を図ります。
	⑤ 精神疾患等の予防と早期発見、早期治療の推進	医療機関と連携しつつ、保健所での精神保健相談や訪問相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や、健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。
	⑥ 療育相談・指導の充実	県、児童相談所、療育機関、医療機関との連携を強化し、療育相談・指導の充実を図ります。

## 2 医療・リハビリテーションの充実

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいにもなう二次障害の予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

障がいの早期発見、障がいの重複化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。これに伴って、医師、歯科医師のほか、保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の専門従事者の確保とともに、それぞれの職種の資質向上を図る必要も生じています。

今後の 取り 組み	◆施策項目◆	内 容
	① 医療体制の整備	症状や状態に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、町内の医療機関、周辺の市町村及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。 さらに、通院のための移送サービスの充実等に努め、障がい者の受診機会の確保を図ります。
	② 医療、リハビリに関する相談体制の充実	保健師等の専門職員による障がい者医療やリハビリに関する相談、難病患者に関する相談対応の充実を図ります。
	③ リハビリテーション体制の体系的整備	障がい福祉サービスの自立訓練（機能訓練）の提供体制はもちろん、医療機関等関係機関との連携による一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。
	④ 機能訓練の充実	理学療法士等の専門職員の確保を図り、関係機関との連携を強化します。 訪問による機能訓練の充実を図ります。
	⑤ 医療費の軽減対策の推進	医療費の負担軽減のため、公費負担制度の利用を促進するとともに、適用の拡大を関係機関に要請していきます。



# 第7章 情報・コミュニケーション

## 1 情報収集・情報提供の充実

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる環境が必要です。特に情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップとなる視覚や聴覚障がいのある人への配慮が重要です。

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、様々な媒体を活用した継続的な情報提供のほか、手話通訳者などによるコミュニケーション支援の充実を図ることが重要です。

情報提供の充実には、有益な情報の収集が不可欠です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

	◆施策項目◆	内 容
今後の 取り 組み	① 多様な手段による 情報提供の充実	障がい者に関する各種サービスや施設・団体・イベントなどの情報を町民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙や町のホームページを活用して情報提供の更なる充実を図ります。
	② コミュニケーション手段 の充実	点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。
	③ 情報提供窓口の充実	町や社会福祉協議会等における情報提供窓口の充実を図ります。窓口と地域包括支援センターなどの情報集約拠点とのネットワークを構築し、情報の共有化システムを確立し、情報提供の充実を図ります。
	④ 通信機器の利用促進	電話、ファクシミリ、携帯電話等、多様な通信機器の利用による情報提供の充実を図ります。パソコンや携帯電話の普及状況やその有用性等を踏まえ情報提供及び双方向通信の手段としてメールやインターネットの有効活用を検討していきます。









## **第3編**

**第5期障害福祉計画・**

**第1期障害児福祉計画**

# 第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本視点

## 1 第5期野辺地町障害福祉計画・第1期野辺地町障害児福祉計画の基本的な考え方

国では、平成24年に成立した「障害者総合支援法」を踏まえて、地域社会における共生の実現のため、さまざまな支援体制の整備が進められてきました。当町でも「障害者総合支援法」を踏まえ、平成27年に「第4期障がい者支援計画」を策定し、成果目標の達成や、障がい福祉サービス等の適切な提供に向けて、事業所や関係機関と連携した障がい福祉施策を推進してきました。

「障害者総合支援法」は施行後3年を目途に見直しが行われ、平成28年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されました。(平成30年4月施行)改正内容としては、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、自立した生活や就労に対する支援の充実や、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用促進、また、障がいのある子どもの多様なニーズへの支援の拡充、サービスの質の確保・向上のための環境整備等が趣旨として示されています。また、「児童福祉法」の改正では各市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられています。

このたび、「第4期野辺地町障がい者支援計画」の計画期間終了にあたり、以上のような国の制度及び障がいのある人を取りまく課題や意向、当町の障がい福祉サービス等の提供状況等を踏まえ、サービス提供体制のさらなる基盤強化に向けて、「第5期野辺地町障害福祉計画・第1期野辺地町障害児福祉計画」を策定します。



## 2 障がい福祉サービス等の提供の考え方

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供については、次に掲げる基本的な考え方に則して数値目標を設定し、計画的に整備していきます。

### ★必要な訪問系サービスの充足

必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）の充実を図るとともに、精神障がい者に対するサービス提供の充足に努めます。

### ★希望する障がい者に提供する日中活動系サービスの充足

障がい福祉サービス事業所などとの連携の下で、希望する障がい者に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）の提供充実を図ります。

### ★グループホーム等の充実と施設入所・入院から地域生活への移行推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の充実を図るとともに、自立生活援助や自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活の移行を推進します。

### ★福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉的就労についての機会の拡大を図ります。

### ★相談支援の提供体制の確保

障がい者が地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの利用はもちろん、サービス利用を実現できるまでの相談支援体制の構築が不可欠です。地域の実情に応じた中立・公平な立場で、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。

また、精神障がい者の地域生活に向け、同行支援や入居支援などを含めた相談支援が個別サービス化された状況等を踏まえ、幅広いニーズに対応できる相談支援体制の充実を図ります。



### 3 平成32年度までに目指す数値目標の設定

本計画の目的の1つは、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題にいかに対応していくのかを明らかにすることです。そのため、第1期から第4期の計画では、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、平成29年度までの数値目標を設定していました。

本計画では、これまでの実績と本町の実情を踏まえ、新たに平成32年度末までの数値目標を設定することとします。

新たに設定する5つの数値目標とそれに関する現状値は次のとおりです。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、国は「平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること」と、「平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減すること」を目標として設定しています。

本町では、地域の実情を踏まえ、地域移行者数の目標を3人、入所者数の削減目標を1人と設定します。

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
平成25年度実績	平成25年度末の入所者数	38人
平成28年度実績	平成28年度末の入所者数 (A)	39人
	平成28年度末までの地域生活移行者数 <sup>※1</sup>	0人
見込み	平成32年度末の入所者数 (B)	38人
★目標値	平成32年度末までの削減見込 <sup>※2</sup> (A) - (B)	1人
★目標値	平成32年度末までの地域生活移行者数	3人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 平成32年度末までの削減見込は、平成32年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数と同じになります。

**(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること」を目標として設定しています。

本町では、野辺地町障がい者自立支援協議会の活用や、上十三圏域での対応を検討し、協議できる場を設置することを目標とします。

**目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

★目標値	保健、医療、福祉関係者による協議の場	設置
------	--------------------	----

**(3) 地域生活支援拠点等の整備**

「地域生活支援拠点等の整備」について、国は「平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること」を目標として設定しています。

本町では、平成32年度末までに町単独あるいは、上十三圏域のいずれかで、1か所整備することを目標とします。

**目標3 地域生活支援拠点等の整備**

★目標値	地域生活支援拠点等の整備	設置
------	--------------	----



**(4) 福祉施設から一般就労への移行等**

「福祉施設から一般就労への移行等」について国は「平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度の1.5倍以上とすること」を目標として設定しており、当該目標を達成するため、「平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること」と、「就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とすること」、「就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を、8割以上とすること」を指すとしています。

本町では、地域の実情を踏まえ、一般就労への移行者数の目標を4人、就労移行支援事業の利用者数の目標を4人、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合の目標を5割、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率の目標を8割以上と設定します。

目標4 福祉施設から一般就労への移行等		
★目標値	福祉施設から一般就労への移行者数	4人
★目標値	就労移行支援事業の利用者数	4人
★目標値	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割
★目標値	就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	8割以上

**(5) 障がい児支援の提供体制の整備等**

「障がい児支援の提供体制の整備等」について国は「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること」と、「平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」、「平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること」、「平成30年度末までに、医療的ケア児支援のために、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること」を目標として設定しています。

本町では、児童発達支援センターの設置方法の決定、保育所等訪問支援の実施、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置の方向を検討、医療的ケア児支援のための協議の場を町単独あるいは、上十三圏域で設けることを目標とします。

目標5 障がい児支援の提供体制の整備等		
★目標値	児童発達支援センター	設置方法の決定
★目標値	保育所等訪問支援	実施
★目標値	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	設置の方向を検討する
★目標値	医療的ケア児支援のための協議の場	平成30年度に実施

## 第2章 障がい福祉サービス等の見込み量と確保の方策

本町では、障がい福祉サービス（訪問系・日中活動系・居住系サービス）及び相談支援のサービス必要量を以下のように見込みました。

### 1 訪問系サービス

#### 【訪問系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がかなり高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 《 前期（第4期）の計画値と実績値 》

（1か月当たり）

サービス名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護						
重度訪問介護						
行動援護	135時間	312時間	140時間	307時間	140時間	291時間
重度障害者等包括支援						
同行援護	10時間	0時間	10時間	0時間	10時間	0時間
	1人	0人	1人	0人	1人	0人

## 《 第5期のサービス見込量 》

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	300時間	300時間	300時間
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			

## 〈 サービス見込量の確保について 〉

第4期における利用状況を見ると、平成27年度以降、実績値は計画値を上回っています。

今後も、町内及び近隣市町村のサービス提供事業者の活用を図るとともに、新規事業者に対しては、見込量等に関する情報提供を積極的に行うなどにより参入を促し、サービス提供体制の確保に努めます。

また、福祉関係団体と一緒にサービス内容や提供方法等を検討し、可能な限り希望に応じることのできる質の高いサービス提供を目指します。



## 2 日中活動系サービス

## 【日中活動系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型:雇用型、B型:非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援【新設】	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握し、生活リズム、体調の管理などに関する課題解決に向けて、指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

## 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

(1か月当たり)

サービス名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	921人日	894人日	940人日	857人日	940人日	798人日
自立訓練 (機能訓練)	0人日	0人日	20人日	0人日	20人日	0人日
自立訓練 (生活訓練)	140人日	46人日	160人日	46人日	180人日	46人日
就労移行支援	352人日	23人日	396人日	45人日	440人日	59人日
就労継続支援 (A型:雇用型)	40人日	23人日	40人日	22人日	40人日	20人日
就労継続支援 (B型:非雇用型)	752人日	1,353人日	752人日	1,421人日	752人日	1,267人日
療養介護	3人	4人	3人	4人	3人	4人
短期入所	51人日	56人日	51人日	35人日	51人日	38人日

※ 人日：実利用人数 × 1人当たりの利用日数。以降の評も同じ。

## 《 第5期のサービス見込量 》

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	850人日	850人日	850人日
自立訓練 (機能訓練)	0人日	0人日	0人日
自立訓練 (生活訓練)	70人日	70人日	116人日
就労移行支援	80人日	80人日	80人日
就労継続支援 (A型:雇用型)	40人日	40人日	40人日
就労継続支援 (B型:非雇用型)	1,400人日	1,400人日	1,421人日
就労定着支援 【新設】	1人	1人	1人
療養介護	4人	4人	4人
短期入所	63人日	63人日	63人日

## ＜ サービス見込量の確保について ＞

第4期における利用状況を見ると、自立訓練（機能訓練）を除くサービスについてはいずれも利用実績がみられ、特に生活介護、就労継続支援（B型：非雇用型）の利用実績が多くなっています。

今後も、生活介護、就労継続支援（B型：非雇用型）については、多くの利用が予想されますが、町内及び近隣市町村のサービス提供事業者により十分なサービス提供ができる見込みです。

その他の利用の少ないサービスについては、適切にサービスを利用できるよう、サービス内容について周知していきます。

また、新たに開始する就労定着支援については、提供が可能な事業所を確保するとともに、サービス内容について障がいのある人に周知します。

今後も、既存のサービス提供事業者を通じたサービス提供体制の確保を図るとともに、新規に参入を検討する事業所に対しては、サービス必要量に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。

### 3 居住系サービス

#### 【居住系サービス一覧】

サービス名	サービス内容
自立生活援助【新設】	障がい者の支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望されている知的障がい者や精神障がい者について、定期的に訪問するなどの支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、排泄、食事の介護等を行います。

#### 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助 (グループホーム)	16人	18人	17人	18人	18人	18人
施設入所支援	39人	39人	38人	39人	37人	39人

#### 《 第5期のサービス見込量 》

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助 【新設】	1人	1人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	20人	20人	20人
施設入所支援	39人	39人	38人

#### 〈 サービス見込量の確保について 〉

新たに開始する自立生活援助については、一人暮らしを希望する障がい者にサービスの内容について周知します。また、相談支援事業所等と連携し、提供体制を確保します。

グループホームについては、介助者の高齢化や障がい者の地域移行の推進のため、今後も利用の増加が見込まれます。

施設入所支援については、入所の必要がある人の生活を支援するための支援体制を確保します。

障がい者の地域生活への移行を促進するため、当事業所の意向を十分に把握し、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を慎重に進めていきます。

## 4 相談支援

## 【相談支援サービス一覧】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用が見込まれる人で、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者に、計画的なプログラム作成の相談をします。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供するサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を提供するサービスです。

## 《 前期（第4期）の計画値と実績値 》

(1か月当たり)

サービス名	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	145人	12人	150人	13人	155人	13人
地域移行支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
地域定着支援	0人	0人	1人	0人	1人	0人

## 《 第5期のサービス見込量 》

(1か月当たり)

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	14人	14人	14人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

## 〈 サービス見込量の確保について 〉

計画相談支援については、適切なサービス利用に不可欠であるため、特定相談支援事業所と連携してサービス等利用計画の作成について周知するとともに、相談員の資質向上を図ります。

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行を進める上で必要なサービスとなるため、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携し、地域生活が可能な人の利用につなげます。

## 第3章 自立支援医療と補装具

### 1 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。基本は1割負担ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

#### ① 精神通院医療

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院に係る医療費の支給を行います。

#### ② 更生医療

「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者で、障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。

#### ③ 育成医療

身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。

#### ●自立支援医療制度利用者

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自立支援医療給付							
精神通院医療 延人数(人)	131	115	138	150	177	171	170
更生医療 延人数(人)	160	180	232	247	263	250	318
育成医療 延人数(人)			14	21	12	3	3

各年度3月31日現在 平成29年度は見込

資料：野辺地町 介護・福祉課

#### < 今後の方策 >

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源の確保を図ります。

## 2 補装具費の支給

補装具とは、「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具」で、義肢や車いす、補聴器などがあります。

補装具費の支給サービスでは、補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行っており、利用者負担については1割の定率負担が適用されますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

### ●補装具費の支給件数

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障がい者	54 件	39 件	39 件	25 件	42 件	32 件	39 件
身体障がい児	8 件	4 件	6 件	8 件	5 件	5 件	3 件

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

### 〈今後の方策〉

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源の確保を図ります。

## 3 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

聴力が一般よりも劣る児童（18歳未満）で身体障害者手帳が取得できない場合（ささやき声が聞こえない）に、補聴器を装用することにより言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入の2/3を助成します。

今後、制度が周知されることにより利用者が増える事が見込まれます。

### ●補聴器購入費助成件数

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
1 件	0 件	0 件	0 件

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

### 〈今後の方策〉

制度の周知を進めていくことで利用者の増加を図り、難聴児の言語習得及びコミュニケーション能力の向上を促進する。

## 第4章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

実施事業については、障がいのある人の能力や適性に応じて自立した生活を過ごせるよう、身近できめ細やかな支援を行うために様々なメニューが用意されており、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業からなる「必須事業」と、町が独自で実施する事業を定める「任意事業」から構成されます。

平成27年度から平成29年度までの第4期計画期間における各事業の計画値と実績値及び平成30年度から平成32年度までの第5期計画期間における見込量は次のとおりです。

### 1 相談支援事業

#### 《 前期（第4期）の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①相談支援事業							
障がい者相談支援事業	年	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	年	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	年	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	年	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

#### 《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①相談支援事業				
障がい者相談支援事業	年	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	年	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	年	0か所	0か所	0か所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	年	0か所	0か所	0か所

## 《 サービス提供について 》

### ① 相談支援

相談支援事業については、町外にある指定相談支援事業所を中心とした3障がい共通の相談窓口を確保し、相談しやすい体制の整備に努めています。

相談者は役場に足を運ぶケースが多いため、基本的な相談業務については介護・福祉課が窓口となって対応します。中立・公平な立場で相談に応じることにより、誰もが相談しやすい体制の整備を図ります。事務手続きや職員で対応できる相談については介護・福祉課で対応し、その他の相談については相談内容の専門性などにより、最適な窓口を紹介していきます。

なお、基幹相談支援センターは、相談業務を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を果たす施設ですが、本町においては第5期計画期間中の設置は見込んでいません。

### ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

本事業は、基幹相談支援センターなどに専門的な人材の配置等を図るものですが、専門的職員による相談支援については、地域活動支援センター等に委託して実施することとし、必要に応じて対応していきます。



## 2 成年後見制度利用支援事業

## 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業	延/年	0人	0人	0人	0人	1人	0人

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

## 《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	延/年	1人	1人	1人

## 《 サービス提供について 》

成年後見制度は、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分であるのが通常の状態にある方を保護・支援するための制度です。この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人または成年後見人が、本人が行った不利益な法律行為を後から取り消すことができます。

本事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して制度の利用を支援し、権利擁護を図ることを目的に実施するものです。

第4期においては、本町では利用実績はありませんでしたが、潜在的な制度利用希望者が存在することも想定されるため、対象者の把握に努めるとともに、保護・援助が求められる知的障がい者、精神障がい者に対して制度の利用を支援していきます。



## 3 コミュニケーション支援事業

## 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳(要約筆記)者派遣事業	延/年	2人	0人	2人	0人	2人	0人

## 《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳(要約筆記)者派遣事業	延/年	1人	1人	1人

## 《 サービス提供について 》

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、障がい者等の社会生活上の利便を図ります。

手話通訳者等の派遣については、青森県ろうあ協会等に委託し、サービス提供を確保しています。第4期においての利用実績はありませんでしたが、潜在的な利用希望者も想定されることから、事業の普及に力を入れ、サービスが必要な方への支援に努めます。



## 4 日常生活用具給付等事業

## 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	実/年	2件	2件	2件	3件	2件	3件
自立生活支援用具	実/年	5件	2件	5件	2件	5件	3件
在宅療養等支援用具	実/年	4件	1件	4件	2件	4件	2件
情報・意思疎通支援用具	実/年	1件	2件	1件	2件	1件	0件
排泄管理支援用具	延/年	260件	327件	260件	327件	260件	354件
住宅改修費	延/年	1件	1件	1件	3件	1件	1件

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

## 《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	実/年	2件	2件	2件
自立生活支援用具	実/年	2件	2件	2件
在宅療養等支援用具	実/年	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	実/年	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	延/年	360件	365件	365件
住宅改修費	延/年	2件	2件	2件

## 《 サービス提供について 》

重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。第4期においては、排泄管理支援用具の利用が多くみられますが、今後も用具の必要な方への事業内容の周知を図る一方、用具がスムーズに給付されるよう事業者をはじめとする各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

また、給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。

## 5 移動支援事業

## 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	事業所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	延/年	12人	14人	13人	14人	14人	21人
	延/年	500時間	1,080時間	540時間	1,133時間	520時間	864時間

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

## 《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	事業所数	5か所	5か所	5か所
	延/年	19人	20人	20人
	延/年	1,200時間	1,300時間	1,300時間

## 《 サービス提供について 》

屋外での移動が困難で、支援の必要がある障がい者に対して、外出のための個別移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

移動支援事業所	住 所	電話番号
野辺地町社会福祉協議会	野辺地町字前田1番地7	0175-64-0401
(株)ケアライフ青森 野辺地営業所	野辺地町字二十平92番地1	0175-73-8586
(株)ケアライフ青森 十和田営業所	十和田市洞内後野331番地15	0176-27-6200
上北療護園ヘルパーセンター	東北町大字大浦字境ノ沢6番地9	0176-56-3123
六ヶ所ホームヘルパーステーション	六ヶ所村大字平沼字二階坂92番地7	0175-71-3311

※ 平成29年度利用可能事業所

**6 地域活動支援センター機能強化事業**

《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援センター 機能強化事業	年	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	延/年	200人	118人	200人	146人	200人	128人

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター 機能強化事業	年	1か所	1か所	1か所
	延/年	200人	200人	200人

《 サービス提供について 》

必要な機能を有する事業所(地域活動支援センター)において、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活支援の促進を図る事業です。事業所の規模や専門職員の配置等の条件によって、センターはⅠ型からⅢ型に分類されます。

近隣の施設では十和田市に地域活動支援センターがあり、広域で連携をとっているため、本町の町民も利用することができます。

**7 福祉ホーム事業**

住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに日常生活に必要な便宜を供与することにより障がい者の地域生活を支援します。

《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
福祉ホーム	年	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	年	3人	3人	3人	3人	3人	3人

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホーム	年	1か所	1か所	1か所
	年	3人	3人	3人

## 8 任意事業

## 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
① 障がい者(児)デイサービス事業	延/年	140人	84人	160人	54人	160人	0人
② 更生訓練費給付事業	延/年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
③ 日中一時支援事業	実/年	2人	4人	2人	2人	2人	3人
	延/年	200回	347回	200回	1,726回	200回	360回
④ 生活サポート事業	実/年	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	延/年	1回	0回	1回	0回	1回	0回
⑤ 社会参加促進事業							
自動車運転免許取得・改造助成事業	延/年	2件	1件	2件	0件	2件	1件
⑥ 知的障がい者職親委託制度	延/年	1人	0人	1人	0人	1人	0人

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

## 《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 障がい者(児)デイサービス事業	延/年	10人	10人	10人
② 更生訓練費給付事業	延/年	0人	0人	0人
③ 日中一時支援事業	実/年	3人	3人	3人
	延/年	300回	300回	300回
④ 生活サポート事業	実/年	1人	1人	1人
	延/年	1回	1回	1回
⑤ 社会参加促進事業				
自動車運転免許取得・改造助成事業	延/年	2件	2件	2件
⑥ 知的障がい者職親委託制度	延/年	1人	1人	1人

## 《 サービス提供について 》

## ① 障がい者（児）デイサービス事業

サービス提供事業所において、利用を希望する障がい者に対して、生活介護・入浴支援、機能訓練、生活訓練等のサービスを提供します。

## ② 日中一時支援事業

在宅障がい児（者）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。事業運営については、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。

## ③ 更生訓練費給付事業

就労移行支援・自立訓練を受けている身体障がい者で更生訓練を受けている者等に更生訓練費を支給し、障がい者の社会復帰の促進を図ります。

さらに、訓練を終了し、就職等により自立する者に対しては、就職支度金を支給します。

## ④ 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者に対し、地域での自立した生活の推進を図るため、家事など日常生活に関して必要な支援を行います。

## ⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を補助します。

また、身体障害者手帳所持者で、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、所得制限の条件を満たす場合に費用の一部を補助します。

## ⑥ 知的障がい者職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意のある事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導や技能訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の福祉の向上を図ります。



## 第5章 児童福祉法に基づくサービス(障害児通所支援)

本町では、児童福祉法に基づくサービス(障害児通所支援)及び障害児相談支援のサービス必要量を以下のように見込みました。

### 1 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

### 2 医療型児童発達支援

福祉サービスとしての児童発達支援に合わせ、上肢、下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。

### 3 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

### 4 保育所訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等の集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### 5 障害児相談支援

#### ・障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援計画の作成を行います。

#### ・継続障害児支援利用援助

支給されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

## 6 居宅訪問型児童発達支援

重度心身障がい児等であって外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

## 《 前期(第4期)の計画値と実績値 》

サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
① 障害児相談支援	延/年	10人	33人	11人	22人	12人	30人
② 児童発達支援	実/年	3人	2人	3人	1人	4人	1人
	延/年	900日	198日	900日	20日	1,200日	85日
③ 放課後デイサービス	実/年	7人	10人	8人	8人	8人	10人
	延/年	1,680日	889日	1,920日	905日	1,920日	1,526日
④ 保育所訪問支援	延/年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
⑤ 医療型児童発達支援 (国立青森病院)	延/年	1人	1人	1人	0人	1人	0人

各年度3月31日現在 平成29年度は見込 資料：野辺地町 介護・福祉課

## 《 第5期のサービス見込量 》

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 障害児相談支援	延/年	30人	30人	30人
② 児童発達支援	実/年	1人	1人	1人
	延/年	85日	85日	85日
③ 放課後デイサービス	実/年	11人	12人	13人
	延/年	1,600日	1,800日	2,000日
④ 保育所訪問支援	延/年	0人	0人	0人
⑤ 医療型児童発達支援 (国立青森病院)	延/年	0人	0人	0人
⑥ 居宅訪問型児童発達支援 【新設】	延/年	0人	0人	0人



# 資料編

## 1 野辺地町障害者自立支援協議会設置要綱

### (目的)

第一条 野辺地町に居住する障がい者の自立した日常生活や社会生活を可能とするため、地域障がい者福祉の連携強化と必要な障害福祉サービスのネットワークの構築を図り、より良い福祉サービス支援を協議することを目的として野辺地町障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (業務)

第二条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 障害者基本法に基づく障がい者基本計画の策定に関すること。
- 二 障害者自立支援法に基づく障害福祉計画に関すること。
- 三 障害者福祉サービスの現状と情報の収集に関すること。
- 四 障がい者の保健・福祉サービスのネットワークの形成に関すること。
- 五 その他、障がい者の生活支援の推進等に関すること。

### (協議会の委員及び任期)

第三条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、野辺地町包括ケア会議設置要綱(平成十四年野辺地町告示第六十四号。以下「包括ケア会議設置要綱」という。)第九条の第二項に規定する構成員をもって充てる。

2 委員の任期は包括ケア会議設置要綱第四条第二項の期間とする。

### (会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、包括ケア会議設置要綱第九条第3項の規定に基づく障害者福祉対策部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

3 会長の職務は次のとおりとする。

- 一 協議会を総理する。
- 二 必要に応じて協議会を招集する。
- 三 協議会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

### (会議)

第五条 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に出席を求め、説明を求めることができる。

### (事務局)

第六条 この協議会の事務局は、障害者福祉業務を所轄する課に設置し、庶務を行う。

### (細則)

第七条 この要綱の施行に関して必要な事項については、別に定める。

### 附則

この要綱は、交付の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

---

野辺地町障がい者支援計画  
(2018-2020)

発行 野辺地町  
編集 野辺地町 介護・福祉課

〒039-3164  
青森県上北郡野辺地町字前田5-2  
TEL : 0175-65-1777 (代)  
FAX : 0175-64-8518

---



